明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○警察法施行令の一部を改正する政令（二三）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四）　五
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五）　五

〔省　令〕

○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働二四）　六
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則（経済産業三）　一四
○脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令（同四）　一五
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（同五）　一七

〔告　示〕

○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書二の改正に関する外交上の公文の交換に関する件（外務三三）　一七
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務三一）　二九
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産二二三）　三〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同二二四）　三一
○輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二二五）　三三
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第六十七条第一号及び第二号の規定に基づく脱炭素成長型経済構造移行推進機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定した件（経済産業一三）　三五
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境三）　三六

〔官庁報告〕

国家試験
令和五年度全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　三六

〔公　告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　四一
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達、特定空家等の措置を行うべき旨の公告関係　八三
会社その他
会社決算公告　八六

本号で公布された法令のあらまし

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第二三号）（警察庁）

1　警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官の在宅勤務等手当に要する経費を国庫が支弁することとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四号）（財務省）

1　令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣及び国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣のうち、令和七年に開催される二〇二五年日本国際博覧会を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては一〇万枚に改めることとし、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数にあっては一二万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣のうち、国立公園制度一〇〇周年を記念するため発行する一、〇〇〇円の貨幣で一枚を容器に入れたものの価額にあっては、一万二、五四六円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五号）（内閣府本府）

1　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条の規定に基づき、特定重要物資としてウラン、コンデンサー及びろ波器を新たに指定することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十三号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二十四号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十七号中

「

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	  直径　四十ミリメートル 彩色　白色、灰色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色及び緑色

」

を

改め、同表中第六十六号を第六十七号とし、第四十八号から第六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

形式	量目	品位	素材
  [redacted]	三十一・一グラム	純銀	銀

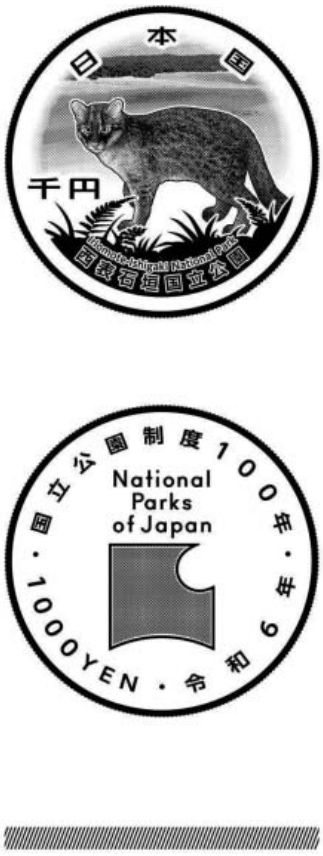
直径	彩色
四十ミリメートル	白色、灰色、青色、赤色、茶色及び緑色

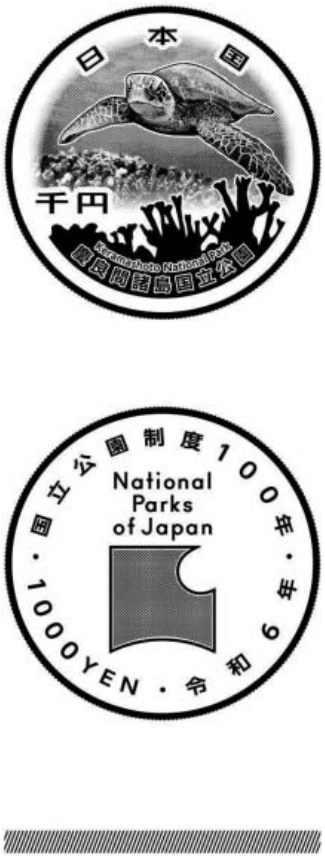
形式	量目	品位	素材
  [redacted]	三十一・一グラム	純銀	銀

直径	彩色
四十ミリメートル	白色、灰色及び緑色、黒色、水色、青色、赤色、茶色、黄緑色

に

四十八　千円の貨幣のうち国立公園制度百周年を記念するため発行するもの

素材	品位	量目	形式		
				直径	彩色
銀	純銀	三十一・一グラム		四十ミリメートル	白色、灰色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、赤色、茶色、黄色及び緑色

素材	品位	量目	形式		
				直径	彩色
銀	純銀	三十一・一グラム		四十ミリメートル	白色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色及びオレンジ色

素材	銀
品位	純銀
量目	三十一・一グラム
形式	  直径　四十ミリメートル 彩色　白色、灰色、黒色、青色、青紫色、赤色、茶色、オレンジ色及び緑色
十二万枚	
一万二千五百四十六円	

別表第三第四十一号中「五万枚」を「十万枚」に改め、同表中第六十号を第六十一号とし、第四十二号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣

別表第四第四十三号イ中「別表第一第五十四号」を「別表第一第六十一号」に改め、同表に次のように加える。

五十三　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一号」を「第五十二号」に改める。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

政令第二十五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「及びリン」を「、リン及びウラン」に改め、同条に次の一号を加える。

十二　コンデンサー及びろ波器

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第二十四号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年二月二日

厚生労働大臣　武見　敬三

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定適用事業所の該当の届出）	（特定適用事業所の該当の届出）
第二十三条の二　初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第四十六条第十二項に規定する特定適用事業所（第二号及び第百五十九条の十一第一項第四号において「特定適用事業所」という。）となった適用事業所の事業主（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主）は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に年金機能強化法附則第十七条第十二項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。	**第二十三条の二**　初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。）附則第四十六条第十二項に規定する特定適用事業所（第二号及び第百五十九条の十第一項第四号において「特定適用事業所」という。）となった適用事業所の事業主（事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主）は、当該事実があった日から五日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する事業所が同時に年金機能強化法附則第十七条第十二項の規定により初めて同項に規定する特定適用事業所となったときは、当該届書にその旨を付記しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）	（法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限）
第百五十八条の三　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。	**第百五十八条の三**　法第二百四条第一項第二十一号の厚生労働省令で定める権限は、次の各号に掲げる権限とする。
一～三十九　（略）	一～三十九　（略）
四十　第百五十九条の十一第一項及び第二項の規定による公表	四十　第百五十九条の十第一項及び第二項の規定による公表

（法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第百五十九条の十　法第二百五条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。

第百五十九条の十一　（略）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第百八十七条―第二百二十七条） 附則	目次 第一章～第七章　（略） 第八章　雑則（第百八十七条―第二百二十六条） 附則
（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六　（略） 十七　船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十六条の事務代行を行う場合に限る。） 十八　（略）	（法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者等） **第百八十八条の二**　法第百四十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一～十六　（略） 十七　船長又は船長の職務を行う者（船舶所有者の代理人として第二百二十五条の事務代行を行う場合に限る。） 十八　（略）
（法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第二百二十五条**　法第百五十三条の十第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	（新設）
第二百二十六条・第二百二十七条　（略）	**第二百二十五条・第二百二十六条**　（略）

（社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正）

第三条　社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項） **第十三条**　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項第二号から第四号まで及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）並びに同条第二項第一号の意見を述べる業務の内容とする。	（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項） **第十三条**　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）の内容とする。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第四条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。	**第四条**　審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
二　法第十五条第二項第一号及び第四号に掲げる規定又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指定医療機関」という。）の提出する診療報酬請求書　（略）　（略）	二　法第十五条第二項に掲げる規定又は特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指定医療機関」という。）の提出する診療報酬請求書　（略）　（略）

（生活保護法施行規則の一部改正）

第五条　生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法） **第四条の三**　法第三十四条第五項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合（急迫した事由その他やむを得ない事由によつて、被保護者が指定医療機関から、電子資格確認により医療扶助を受給する被保護者であることの確認を受けることができない場合に限る。）の区分に応じ、当該各号に定めるものを提出する方法とする。 一　指定医療機関（指定医療機関である薬局（次号及び第三項において「指定薬局」という。）を除く。次号及び第二項において同じ。）から法第三十四条第二項に規定する医療の給付（以下単に「医療の給付」という。）を受けようとする場合　医療券（初診券を含む。以下同じ。） 二　指定薬局から医療の給付を受けようとする場合　調剤券（指定医療機関が被保護者に処方箋を交付する場合においては、調剤券及び処方箋） 2　前項第一号の医療券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定医療機関に委託して行うに当たり発給する書面をいう。 3　第一項第二号の調剤券とは、保護の実施機関が医療の給付を指定薬局に委託して行うに当たり発給する書面をいう。	（新設）

（法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法）

第四条の四　法第三十四条第六項の厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

（被保護者健康管理支援事業の実施に必要な情報等）

第十八条の十三　（略）

2　法第五十五条の八第二項の厚生労働省令で定める者は、後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第二十二条の五第二項第一号において同じ。）とする。

3　（略）

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析）

第十八条の十四　法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次項及び第二十二条の五第一項第十号において「支払基金」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

2　（略）

（遺留金品の処分）

第二十二条　（略）

2　保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産の清算人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産の清算人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3　（略）

（法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第二十二条の五　法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　厚生労働大臣

二　地方厚生局長又は地方厚生支局長

三　保護の実施機関

四　法第八十条の二第一項に規定する保護の決定及び実施に関する事務等について保護の実施機関から委託を受けた者

（新設）

（被保護者健康管理支援事業の実施に必要な情報等）

第十八条の十三　（略）

2　法第五十五条の八第二項の厚生労働省令で定める者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合とする。

3　（略）

（被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析）

第十八条の十四　法第五十五条の九第二項の規定により、厚生労働大臣から同条第一項に規定する情報の提供を求められた場合には、保護の実施機関は、当該情報を、電子情報処理組織（保護の実施機関が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金（次項において「支払基金」という。）が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。

2　（略）

（遺留金品の処分）

第二十二条　（略）

2　保護の実施機関が法第七十六条の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四条の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3　（略）

（新設）

五　都道府県知事
六　市町村長
七　指定医療機関等
八　法第四十九条の規定による指定を受けない医療機関
九　指定介護機関
十　支払基金
十一　国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会
十二　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

2　法第八十条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合
二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合
三　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合
四　前二号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合
イ　国の行政機関（前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）　適正な保護の決定及び実施に関する事務等の遂行に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ　大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ　民間事業者　医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
五　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断、健康増進法第十九条の二の規定に基づく健康増進事業その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
（法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務）

第二十二条の六　法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　医療の給付に関する事務
二　法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

第二十二条の七　（略）

（新設）

第二十二条の五　（略）

様式第二号（第九条関係）

（裏）

この証票を携帯する者は、生活保護法により立入検査をする職権を行うものであつて、その関係条文は次のとおりである。

（報告の徴収及び立入検査）

第四十四条　都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務若しくは会計の状況その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、その施設に立ち入り、そのその管理者からその他設備、診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

（報告等）

第五十四条　都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣）又は都道府県知事（医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは管理若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

（介護機関の指定等）

第五十四条の二　（略）

２～４　（略）

５　第四十九条の二第二項第一号を除く。）の規定は、第一項の規定の指定介護予防・日常生活支援事業者について準用する。この場合において、同項中「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたものとみなされた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護予防・日常生活支援事業者を含む。）について準用する。この場合において、同

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるもの） **第四十四条の四**　法第百十三条の三第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。 **第四十四条の五**　（略）	（新設） **第四十四条の四**　（略）

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるもの等） **第二十四条の二**　法第二十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。第二十七条において同じ。）とする。 2　法第二十四条第二項の健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業は、生活保護法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業とする。 （法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるもの） **第二十七条**　法第三十九条の二第一項の厚生労働省令で定めるものは、保護の実施機関とする。	（新設） （新設）

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第八条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）	（健康福祉部の所掌事務） **第七百七条**　健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五十五　（略） 五十六　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 五十七～八十三　（略） （健康福祉課の所掌事務） **第七百十二条**　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。 二十一～二十六　（略）

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十一　（略）

二十二　生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関すること。

二十三～三十四　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　雑則（第百十六条―第百二十二条）	第四章　雑則（第百十六条―第百二十一条）
附則	附則
（法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）	（新設）
第百二十二条　法第百六十五条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関とする。	

（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十条　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例）	（定期検査費及び母子感染防止医療費の支給の特例）
第二十五条　法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十四条第二項に規定する指定医療機関とする。	**第二十五条**　法第十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める病院又は診療所は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項に規定する指定医療機関とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年三月一日から施行する。ただし、第五条中生活保護法施行規則第二十二条第二項の改正規定については、公布の日から施行する。

（生活保護法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第二十九条第二項、第五十六条第二項及び第七十四条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年二月二日

経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（設立の認可申請）

第二条　法第二十九条第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、定款及び事業計画書を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　発起人の氏名、住所及び経歴

二　機構を設立しようとする時期

三　設立しようとする機構の名称

四　役員となるべき者の氏名、住所及び経歴

五　設立の認可を申請するまでの経過の概要

２　前項の事業計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十四条第一項各号に掲げる業務の開始の時期

二　法第五十四条第一項各号に掲げる業務に関する計画の概要

三　資金の調達方法及び使途

四　機構の組織

五　その他必要な事項

（運営委員会の委員の任命及び解任の認可申請）

第三条　機構の理事長は、法第三十六条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　任命しようとする者の氏名、住所及び経歴

二　任命しようとする者が法第三十八条第一号から第三号までのいずれにも該当していないことの誓約

三　任命しようとする理由

２　機構の理事長は、法第三十八条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　解任しようとする委員の氏名、住所及び経歴

二　解任しようとする理由

（理事の任命及び解任の認可申請）

第四条　機構の理事長は、法第四十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　任命しようとする者の氏名、住所及び経歴

二　任命しようとする者が法第三十八条第一号及び第三号並びに第四十六条各号のいずれにも該当していないこと並びに営利を目的とする団体の役員でないこと及び自ら営利事業に従事していないことの誓約

三　任命しようとする理由

２　機構の理事長は、法第四十七条第二項の規定によりその規定の例によることとされた第四十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　解任しようとする理事の氏名、住所及び経歴

二　解任しようとする理由

（役員の兼職の承認申請）

第五条　役員は、法第四十八条ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　その役員となろうとする営利を目的とする団体の名称及び事業内容又はその従事しようとする営利事業の名称及び内容

二　兼職の期間並びに執務の場所及び方法

三　兼職を必要とする理由

（目的達成業務の認可申請）

第六条　機構は、法第五十四条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　業務の内容

二　業務の開始の時期

三　業務を行う理由

（業務の委託の認可申請）

第七条　機構は、法第五十五条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　委託しようとする相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　委託しようとする業務の内容

三　委託を必要とする理由

四　委託の条件

（業務方法書の作成及び変更の認可申請）

第八条　機構は、法第五十六条第一項前段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項

二　法第五十四条第二項の認可を受けて行う業務に関する事項

三　その他必要な事項

２　機構は、法第五十六条第一項の変更の認可を受けようとするときは、変更後の業務方法書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　その他参考となるべき事項

（検査職員の身分証明書）

第九条　法第七十条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（定款の変更の認可申請）

第十条　機構は、法第七十一条の変更の認可を受けようとするときは、変更後の定款に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　変更の議決をした運営委員会の議事の経過

四　その他参考となるべき事項

附　則

（施行期日）

１　この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。

（経過措置）

２　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第二条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、これらの規定中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とし、第八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「法第五十四条第一項第一号から第四号まで」とあるのは、「法第五十四条第一項第四号」とする。

別記様式（第９条関係）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第70条第２項の立入検査証

写 真	（押出スタンプ割（㊞））

職　名
氏　名

年　月　日生

年　月　日交付

発行者　㊞

裏面

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律抜粋

（報告及び検査）

第七十条　経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十七条　第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

（備考）　この用紙の大きさは日本産業規格Ｂ８とすること。

○経済産業省令第四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十二条第二項及び第三項、第六十七条第三号並びに第六十八条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和六年二月二日　経済産業大臣　齋藤　健

脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（経理原則）

第二条　機構は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第三条　機構の会計においては、法第六十三条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。

２　機構は、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ経済産業大臣に提出する区分を区別して経理をし、当該事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（予算の内容）

第四条　機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第五条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第九条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二　第十条第二項の規定によるる経費の指定

三　前二号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

（収入支出予算）

第六条　収入支出予算は、法第六十三条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。

（予算の添付書類）

第七条　機構は、法第六十一条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二　当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三　前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

２　機構は、法第六十一条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類も添付しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更を必要とする理由

（予備費）

第八条　機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

（債務を負担する行為）

第九条　機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うために必要があるときは、毎事業年度、予算をもって経済産業大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

（予算の流用等）

第十条　機構は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第六条の規定にかかわらず、相互流用することができる。

２　機構は、予算総則で指定する経費の金額については、経済産業大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間若しくは他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

３　機構は、前項の承認を受けようとするときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（事業計画）

第十一条　法第六十一条第一項の事業計画には、法第五十四条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。

（資金計画）

第十二条　法第六十一条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

２　機構は、法第六十一条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（財務諸表）

第十三条　法第六十二条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（附属明細書）

第十四条　機構が法第六十二条第一項の規定により毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に対する出資に関する事項

イ　出資者及び出資額の明細（出資者ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　法令上の根拠

ハ　政府の出資に係る国の会計区分

二　主な資産及び負債の明細に関する事項

イ　借入金の明細（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ロ　機構債の明細（銘柄（政府保証債を発行している場合にはその旨）及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ハ　引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）

ニ　機構が行った出資額の明細

ホ　現金及び預金、未収収益その他の主な資産及び負債の明細

三　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

四　主な費用及び収益に関する事項

イ　当該事業年度末までに受け入れた国の補助金その他これに準ずるもの（以下「国庫補助金等」という。）の明細（当該事業年度に受け入れた国庫補助金等の名称、国庫補助金等に係る国の会計区分並びに国庫補助金等と貸借対照表及び損益計算書における関連科目との関係についての説明を含む。）

ロ　役員及び職員の給与の明細

ハ　その他機構の事業の特性を踏まえ、重要と認められる費用及び収益の明細

（収入支出等の報告）

第十五条　機構は、四半期ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第九条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、経済産業大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十六条　機構が法第六十二条第二項の規定により毎事業年度作成する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の概要

イ　事業内容

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び政府の出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴

ホ　職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）

ヘ　機構の沿革（設立の根拠が法である旨を含む。）

ト　運営委員会に関する事項その他の機構の概要

二　当該事業年度末までの事業の実施状況

三　事業計画の実施の結果

四　資金計画の実施の結果

五　当該事業年度末までの借入金の借入先、借入れに係る目的及び借入金額

六　機構が受け入れた国庫補助金等の名称、目的及び金額

七　機構が対処すべき課題

（決算報告書）

第十七条　法第六十二条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。

２　前項の決算報告書には、第五条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

（収入支出決算書等）

第十八条　前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　収入　次に掲げる事項

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額の差額

二　支出　次に掲げる事項

イ　支出予算額

ロ　予備費の使用の金額及びその理由

ハ　流用の金額及びその理由

ニ　支出予算現額

ホ　支出決定済額

ヘ　不用額

２　前条第一項の債務に関する計算書には、第九条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

（閲覧期間）

第十九条　法第六十二条第三項の期間は、五年とする。

（積立金等の処分に係る申請書類）

第二十条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行令（令和五年政令第三百七十九号）第三条第二項の書類は、中間事業年度（法第六十四条第四項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）末の貸借対照表及び中間事業年度の損益計算書とする。

（借入金の認可の申請）

第二十一条　機構は、法第六十五条第一項の資金の借入れ（借換えを含む。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率
五　借入金の償還の方法及び期限
六　利息の支払の方法及び期限
七　前各号に掲げるもののほか、借入れに関し必要な事項
（余裕金の運用方法）
第二十二条　法第六十七条第三号の方法は、金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。
（会計規程）
第二十三条　機構は、その財務及び会計に関し、会計規程を定めなければならない。
２　前項の会計規程を定めるときは、あらかじめ、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

附　則

（施行期日）
１　この省令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月十六日）から施行する。
（経過措置）
２　法附則第六条の別に法律で定める日の前日までの間は、第十一条の規定の適用については、第十一条中「第五十四条第一項各号」とあるのは、「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）」とする。
３　機構がその成立の日の属する事業年度の予算の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第二号及び第三号に」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「前号」とする。

○経済産業省令第五号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二十五号）の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二日

経済産業大臣　齋藤　健

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（令和五年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供給確保計画の認定の申請） **第二条**　法第九条第一項の規定により供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下この項及び第五条において「令」という。）第一条第三号から第十号まで及び第十二号に掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～４　［略］	（供給確保計画の認定の申請） **第二条**　法第九条第一項の規定により供給確保計画（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下この項及び第九条において「令」という。）第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～４　［略］
（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第五条**　法第十条第一項本文の規定により認定供給確保計画（令第一条第三号から第十号まで及び第十二号に掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～６　［略］	（認定供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定） **第五条**　法第十条第一項本文の規定により認定供給確保計画（令第一条第三号から第十号までに掲げる特定重要物資に係るものに限る。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 ２～６　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一中「貸借対照表」を「最近三期間の貸借対照表」に、「損益計算書」を「最近三期間の損益計算書」に改める。

附　則

この省令は、令和六年二月二日から施行する。